

令和7年度国保税率の見直しについて

1. 前回までの振り返り

(1) 国民健康保険を取り巻く状況

- 増大する医療費 約46.8兆円(R4(実績見込み)、全国ベース)
- 少子高齢化の進展による現役世代の負担増
- 国保の構造的な課題
 - ★ 年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ★ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の増加
 - ★ 所得水準が低く、保険料負担が重い

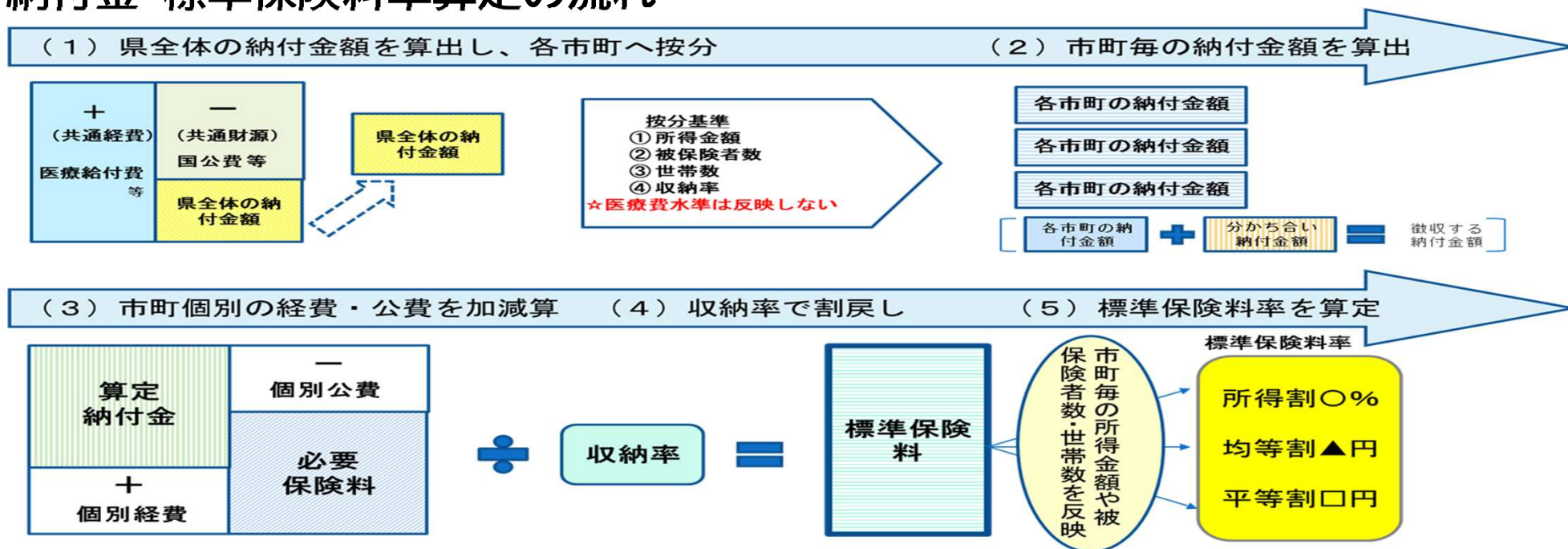
(2) 保険料水準の統一について(滋賀県第3期国保運営方針より)

- 上記のような状況から、国保制度改革が進められ、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体を担うこととなった
- 統一の定義・・・「県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料(税)」(県内の各市町の保険料(税)率を統一すること)とする
- 納付金算定にあたっては、市町間の医療費水準は反映させず、医療費は県全体で支え合うこととする(R6～)
- 原則として令和9年度に保険料を統一(※市町の財政状況等によりR11年度まで移行期間を設ける)

(3) 甲賀市国民健康保険の状況

- 被保険者数は今後も減少していくことが見込まれ、高齢者割合も高い状態が続く
- 一方で、1人当たり医療費は年々増加しており、当市は県内でも高い水準(R5県内13市中3位)
- 基金保有額は近年大きく減少しており、令和6年度末の見込みでは約1億2千万円
- 本市の保険税率と滋賀県標準保険料率には大きな差があり、特に均等割額において、差が大きい

(4) 納付金・標準保険料率算定の流れ



2. 国民健康保険税の負担状況等について

(1) 国民健康保険税の算出方法について

国民健康保険税は、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分から構成され、それぞれの所得割額と均等割額、平等割額の合計により算出されます。

【国民健康保険税の算定方法(令和6年度)】

年間 保 険 税 額	①医療分 (課税限度額65万円)	=	$\begin{array}{c} \text{〈所得割額〉} \\ \text{(前年の総所得金額等 - 基礎控除)} \times 7.0\% \end{array}$	+	$\begin{array}{c} \text{〈均等割額〉} \\ 24,500\text{円} \times \text{被保険者数} \end{array}$	+	$\begin{array}{c} \text{〈平等割額(世帯)〉} \\ 20,000\text{円} \end{array}$
	②後期高齢者支援分 (課税限度額24万円)	=	$\begin{array}{c} \text{〈所得割額〉} \\ \text{(前年の総所得金額等 - 基礎控除)} \times 2.5\% \end{array}$	+	$\begin{array}{c} \text{〈均等割額〉} \\ 8,300\text{円} \times \text{被保険者数} \end{array}$	+	$\begin{array}{c} \text{〈平等割額(世帯)〉} \\ 6,600\text{円} \end{array}$
	③介護納付金分 (課税限度額17万円) ※40～64歳まで	=	$\begin{array}{c} \text{〈所得割額〉} \\ \text{(前年の総所得金額等 - 基礎控除)} \times 2.3\% \end{array}$	+	$\begin{array}{c} \text{〈均等割額〉} \\ 10,000\text{円} \times \text{被保険者数} \end{array}$	+	$\begin{array}{c} \text{〈平等割額(世帯)〉} \\ 6,300\text{円} \end{array}$

▼計算例 40代、単身、年間給与収入300万円(給与所得202万円)の場合

→所得割額の基準所得金額 = 202万円 - 43万円(基礎控除) = **159万円**

	所得割額	均等割額	平等割額	合計(100円未満切捨て)
①医療分	159万円 × 7.0% = 111,300円	24,500円	20,000円	155,800円
②後期高齢者支援金分	159万円 × 2.5% = 39,750円	8,300円	6,600円	54,600円
③介護納付金分	159万円 × 2.3% = 36,570円	10,000円	6,300円	528,00円

(年間保険税額) 263,200円

(2) 保険税の軽減・減免制度について

① 低所得世帯に対する保険税の軽減

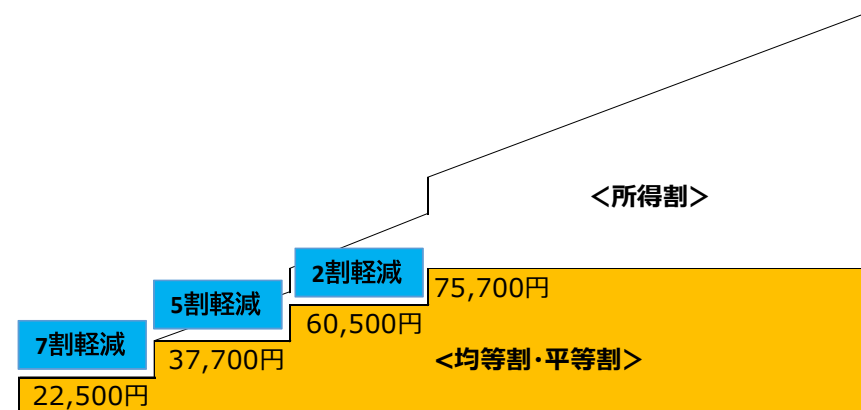
低所得世帯の保険税負担の軽減を図るため、世帯所得の合計額が一定額以下の場合に均等割額を7割・5割・2割減額する制度があります。

【軽減後の均等割・平等割額(令和6年度年額)】

	均等割・平等割額		7割	5割	2割
医療分	44,500円	➡	13,300円	22,200円	35,600円
後期高齢者支援金分	14,900円		4,400円	7,400円	11,900円
介護納付金分	16,300円		4,800円	8,100円	13,000円
合計	75,700円		22,500円	37,700円	60,500円

【均等割軽減の適用状況(令和5年度・医療分)】

軽減割合	被保険者数	世帯数	割合	軽減額
7割軽減	4,009	2,987	30.2%	57,554,614
5割軽減	3,181	1,807	18.3%	33,341,699
2割軽減	2,605	1,466	14.8%	10,917,229
合計	9,795	6,260	63.3%	101,813,542



② 未就学児保険税の軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度より未就学児の均等割額を5割減額する制度が創設されました。

①の均等割軽減を受けている場合は、軽減後の保険税から更に5割減額されます。

【未就学児軽減の適用状況(令和5年度)】

世帯数	人数	軽減額
282	393	3,088,943円

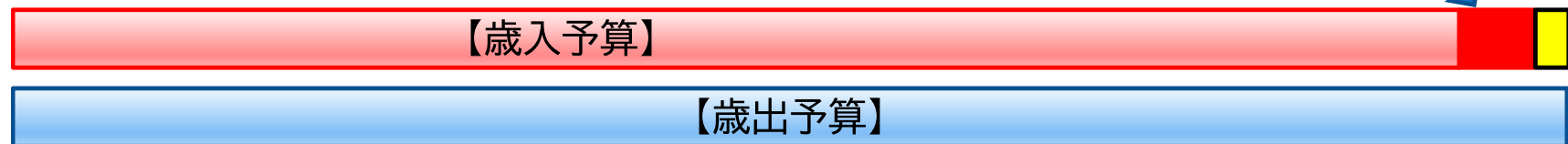
3. 令和7年度の保険税率見直し(案)について

(1) 国保税率を改定する理由

- 被保険者数は減少傾向にあるが、被保険者一人当たりの医療費は年々増加している。
- 令和5年度以降、県が示す標準保険料が急激に増えており、市の基金残高も大幅に減少しているため、令和7年度予算編成においては、保有基金を全額活用しても、現行税率のままでは、歳入歳出の収支に不足が生じる見込み。

【令和7年度当初予算試算結果】

保有基金全額活用(約1億2,141万円)



不足(約2,092万円)

○令和7年度一人当たり標準保険料等の仮算定結果(滋賀県による算定)

	令和7年度(仮算定) 一人当たり標準保険料	令和6年度 一人当たり標準保険料	増減額	伸び率
甲賀市	137,398円	132,831円	4,567円	3.44%
(参考) 県	136,643円	132,651円	3,992円	3.01%

- ・国からの交付金額が前年度より増えたことから、標準保険料率は想定程度の3%程度の増に留まった。
 - ・今回の仮算定については、県の剰余金・基金等の繰入をしない前提で算定している。
- (R6年度本算定では、5億円繰入(これによる影響額2,085円))

(1)国保税率を改定する理由(つづき)

○県が示す標準保険料率と甲賀市の現行税率は、大きく乖離している。

甲賀市現行税率（令和6年度）

	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療	7.00%	24,500	20,000
支援	2.50%	8,300	6,600
介護	2.30%	10,000	6,300

【参考】県が示す令和7年度標準保険料

	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療	7.75%	32,984	22,482
差	0.75%	8,484	2,482
支援	2.80%	11,746	8,006
差	0.30%	3,446	1,406
介護	2.44%	12,477	6,233
差	0.14%	2,477	-67

(2)令和7年度保険税率の見直しの考え方

- ①本市の保険税率は、所得割率は他市町と変わらないが、均等割額・平等割額はほとんどの区分で低い傾向にあるため、均等割額・平等割額をより多く引き上げる必要がある。
- ②一方で、物価高騰の影響もあることから、低所得者や多子世帯への配慮も必要。
- ③令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度も開始され、保険税額の増額が見込まれることも考慮する必要がある
- ④県への確認の結果、過年度補助金の精算等に備えて、保険料率統一後も一定額を留保する必要があることが判明したため、過去の返還金等の状況から、2千万円を除いた1億円を活用することとし、2つのパターン(R7,8に5千万ずつ、R7に1億)で試算。

【税率設定の考え方】

○「県が示す令和9年度の標準保険料率」と「現行税率」との差(下記※1)を、令和7~9年度の3箇年でなくす必要がある。

⇒単年度で考えた場合、概ねその差の1/3程度の引き上げ幅(下記※2)をベースに検討する。

現行税率 (R6)

	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療	7.0%	24,500	20,000
支援	2.5%	8,300	6,600
介護	2.3%	10,000	6,300



【参考】県が示すR9 標準保険料率

	所得割	被保険者 均等割	世帯別 平等割
医療	8.28%	34,110	23,249
支援	3.08%	12,442	8,480
介護	2.71%	13,051	6,520
現行→R9 との差 ※1	+2.27%	+16,803円	+5,349円

※2

(参考：3箇年で均等に引き上げる場合)

+0.76%	+5,601円	+1,783円
--------	---------	---------



◎以上の考え方をもとに、保険税率の見直しについてシミュレーションを行った(次ページ)。

【シミュレーションA-①:均等割の引き上げ幅を抑えたパターン 基金5千万円繰入】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.00%	7.55%	0.55%	24,500	26,200	1,700	20,000	21,100	1,100
後期高齢者支援金分	2.50%	2.60%	0.10%	8,300	10,200	1,900	6,600	7,300	700
介護納付金分	2.30%	2.35%	0.05%	10,000	11,100	1,100	6,300	6,300	0
合計	11.80%	12.50%	0.70%	42,800	47,500	4,700	32,900	34,700	1,800

・所得割・平等割はベースの引き上げ幅(1/3)
 ・均等割は、低所得者層の負担増を抑えるため、ベースの引き上げ幅の約8割に抑える

▼条件①:50歳代、単身 ▼条件②:65歳以上夫婦 ▼条件③:3人世帯
 (介護納付金なし) (40代夫婦+就学児1人)

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減		《参考》 所得階層割合※	
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率		
0~43万円 【7割軽減】	22,500	24,500	2,000	8.9%	27,600	30,300	2,700	9.8%	45,200	49,700	4,500	10.0%	43万円以下	28.22%
72.5万円 【5割軽減】	72,600	77,900	5,300	7.3%	74,000	80,500	6,500	8.8%	110,400	119,800	9,400	8.5%	43万円超-100万円	15.26%
97.5万円 【2割軽減】	124,700	133,700	9,000	7.2%	125,400	136,200	10,800	8.6%	185,200	200,900	15,700	8.5%		
100万円	142,900	153,300	10,400	7.3%	146,300	159,000	12,700	8.7%	218,500	237,200	18,700	8.6%	100万円超-200万円	25.84%
150万円	201,900	215,800	13,900	6.9%	193,800	209,700	15,900	8.2%	277,500	299,700	22,200	8.0%		
200万円	260,900	278,300	17,400	6.7%	241,300	260,500	19,200	8.0%	336,500	362,200	25,700	7.6%	200万円超-300万円	14.25%
250万円	319,900	340,800	20,900	6.5%	288,800	311,200	22,400	7.8%	395,500	424,700	29,200	7.4%		
300万円	378,900	403,300	24,400	6.4%	336,300	362,000	25,700	7.6%	454,500	487,200	32,700	7.2%	300万円超-400万円	6.73%
400万円	496,900	528,300	31,400	6.3%	431,300	463,500	32,200	7.5%	572,500	612,200	39,700	6.9%		
500万円	614,900	653,300	38,400	6.2%	526,300	565,000	38,700	7.4%	690,500	737,200	46,700	6.8%	400万円超-500万円	3.71%
600万円	732,900	778,300	45,400	6.2%	621,300	666,500	45,200	7.3%	808,500	862,200	53,700	6.6%	500万円超-600万円	1.72%
700万円	853,500	901,600	48,100	5.6%	716,300	768,000	51,700	7.2%	919,100	974,400	55,300	6.0%	600万円超-700万円	1.27%
800万円	948,500	1,003,100	54,600	5.8%	811,300	869,500	58,200	7.2%	1,014,100	1,054,700	40,600	4.0%	700万円超-800万円	0.66%
950万円超	1,060,000	1,060,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	1,060,000	1,060,000	0	0.0%	800万円超	2.35%

【シミュレーションA-②:均等割の引き上げ幅を抑えたパターン 基金1億円繰入】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.00%	7.35%	0.35%	24,500	24,800	300	20,000	20,700	700
後期高齢者支援金分	2.50%	2.55%	0.05%	8,300	9,600	1,300	6,600	7,000	400
介護納付金分	2.30%	2.35%	0.05%	10,000	11,100	1,100	6,300	6,300	0
合計	11.80%	12.25%	0.45%	42,800	45,500	2,700	32,900	34,000	1,100

・所得割・平等割は、R9
と現行との差の概ね
1/5、均等割は概ね1/6の
引き上げ幅

▼条件①:50歳代、単身

▼条件②:65歳以上夫婦
(介護納付金なし)

▼条件③:3人世帯

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減	
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率
0～43万円	22,500	23,700	1,200	5.3%	27,600	28,800	1,200	4.3%	45,200	47,700	2,500	5.5%
72.5万円	72,600	75,800	3,200	4.4%	74,000	77,400	3,400	4.6%	110,400	115,700	5,300	4.8%
97.5万円	124,700	130,200	5,500	4.4%	125,400	131,000	5,600	4.5%	185,200	194,200	9,000	4.9%
100万円	142,900	149,100	6,200	4.3%	146,300	152,800	6,500	4.4%	218,500	229,000	10,500	4.8%
150万円	201,900	210,400	8,500	4.2%	193,800	202,300	8,500	4.4%	277,500	290,300	12,800	4.6%
200万円	260,900	271,600	10,700	4.1%	241,300	251,800	10,500	4.4%	336,500	351,500	15,000	4.5%
250万円	319,900	332,900	13,000	4.1%	288,800	301,300	12,500	4.3%	395,500	412,800	17,300	4.4%
300万円	378,900	394,100	15,200	4.0%	336,300	350,800	14,500	4.3%	454,500	474,000	19,500	4.3%
400万円	496,900	516,600	19,700	4.0%	431,300	449,800	18,500	4.3%	572,500	596,500	24,000	4.2%
500万円	614,900	639,100	24,200	3.9%	526,300	548,800	22,500	4.3%	690,500	719,000	28,500	4.1%
600万円	732,900	761,600	28,700	3.9%	621,300	647,800	26,500	4.3%	808,500	841,500	33,000	4.1%
700万円	853,500	882,400	28,900	3.4%	716,300	746,800	30,500	4.3%	919,100	951,200	32,100	3.5%
800万円	948,500	981,400	32,900	3.5%	811,300	845,800	34,500	4.3%	1,014,100	1,048,800	34,700	3.4%
950万円超	1,060,000	1,060,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	1,060,000	1,060,000	0	0.0%

【7割軽減】

【5割軽減】

【2割軽減】

【シミュレーションB-①:所得割の引き上げ幅を抑えたパターン 基金5千万円繰入】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.00%	7.50%	0.50%	24,500	26,800	2,300	20,000	20,900	900
後期高齢者支援金分	2.50%	2.55%	0.05%	8,300	10,500	2,200	6,600	7,500	900
介護納付金分	2.30%	2.35%	0.05%	10,000	11,100	1,100	6,300	6,300	0
合計	11.80%	12.40%	0.60%	42,800	48,400	5,600	32,900	34,700	1,800

・均等割・平等割はベースの引き上げ幅(1/3)
 ・所得割は、県内で平均以上の水準であるため、ベースの引き上げ幅の約8割に抑える

▼条件①:50歳代、単身

▼条件②:65歳以上夫婦

▼条件③:3人世帯

(介護納付金なし)

(40代夫婦+就学児1人)

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減	
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率
0～43万円	22,500	24,900	2,400	10.7%	27,600	30,800	3,200	11.6%	45,200	50,500	5,300	11.7%
72.5万円	72,600	78,000	5,400	7.4%	74,000	81,000	7,000	9.5%	110,400	120,800	10,400	9.4%
97.5万円	124,700	133,900	9,200	7.4%	125,400	137,000	11,600	9.3%	185,200	202,500	17,300	9.3%
100万円	142,900	153,600	10,700	7.5%	146,300	160,200	13,900	9.5%	218,500	239,300	20,800	9.5%
150万円	201,900	215,600	13,700	6.8%	193,800	210,400	16,600	8.6%	277,500	301,300	23,800	8.6%
200万円	260,900	277,600	16,700	6.4%	241,300	260,700	19,400	8.0%	336,500	363,300	26,800	8.0%
250万円	319,900	339,600	19,700	6.2%	288,800	310,900	22,100	7.7%	395,500	425,300	29,800	7.5%
300万円	378,900	401,600	22,700	6.0%	336,300	361,200	24,900	7.4%	454,500	487,300	32,800	7.2%
400万円	496,900	525,600	28,700	5.8%	431,300	461,700	30,400	7.0%	572,500	611,300	38,800	6.8%
500万円	614,900	649,600	34,700	5.6%	526,300	562,200	35,900	6.8%	690,500	735,300	44,800	6.5%
600万円	732,900	773,600	40,700	5.6%	621,300	662,700	41,400	6.7%	808,500	859,300	50,800	6.3%
700万円	853,500	895,900	42,400	5.0%	716,300	763,200	46,900	6.5%	919,100	970,500	51,400	5.6%
800万円	948,500	996,400	47,900	5.1%	811,300	863,700	52,400	6.5%	1,014,100	1,052,000	37,900	3.7%
950万円超	1,060,000	1,060,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	1,060,000	1,060,000	0	0.0%

【7割軽減】

【5割軽減】

【2割軽減】

【シミュレーションB-②:所得割の引き上げ幅を抑えたパターン 基金1億円繰入】

	所得割率			均等割			平等割		
	現行	見直し後	増減率	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
医療分	7.00%	7.30%	0.30%	24,500	25,500	1,000	20,000	20,300	300
後期高齢者支援金分	2.50%	2.50%	0.00%	8,300	9,800	1,500	6,600	7,400	800
介護納付金分	2.30%	2.35%	0.05%	10,000	11,100	1,100	6,300	6,300	0
合計	11.80%	12.15%	0.35%	42,800	46,400	3,600	32,900	34,000	1,100

・均等割・平等割は、R9と現行との差の概ね1/5、所得割は概ね1/6の引き上げ幅

▼条件①:50歳代、単身

▼条件②:65歳以上夫婦

▼条件③:3人世帯

(介護納付金なし)

(40代夫婦+就学児1人)

所得	条件①【年間保険税額】		増減		条件②【年間保険税額】		増減		条件③【年間保険税額】		増減	
	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率	現行	見直し後	税額	率
0～43万円	22,500	24,000	1,500	6.7%	27,600	29,400	1,800	6.5%	45,200	48,500	3,300	7.3%
72.5万円	72,600	75,900	3,300	4.5%	74,000	77,900	3,900	5.3%	110,400	116,700	6,300	5.7%
97.5万円	124,700	130,400	5,700	4.6%	125,400	132,000	6,600	5.3%	185,200	195,800	10,600	5.7%
100万円	142,900	149,500	6,600	4.6%	146,300	154,100	7,800	5.3%	218,500	231,200	12,700	5.8%
150万円	201,900	210,300	8,400	4.2%	193,800	203,100	9,300	4.8%	277,500	292,000	14,500	5.2%
200万円	260,900	271,000	10,100	3.9%	241,300	252,100	10,800	4.5%	336,500	352,700	16,200	4.8%
250万円	319,900	331,800	11,900	3.7%	288,800	301,100	12,300	4.3%	395,500	413,500	18,000	4.6%
300万円	378,900	392,500	13,600	3.6%	336,300	350,100	13,800	4.1%	454,500	474,200	19,700	4.3%
400万円	496,900	514,000	17,100	3.4%	431,300	448,100	16,800	3.9%	572,500	595,700	23,200	4.1%
500万円	614,900	635,500	20,600	3.4%	526,300	546,100	19,800	3.8%	690,500	717,200	26,700	3.9%
600万円	732,900	757,000	24,100	3.3%	621,300	644,100	22,800	3.7%	808,500	838,700	30,200	3.7%
700万円	853,500	876,800	23,300	2.7%	716,300	742,100	25,800	3.6%	919,100	947,400	28,300	3.1%
800万円	948,500	974,800	26,300	2.8%	811,300	840,100	28,800	3.5%	1,014,100	1,045,400	31,300	3.1%
950万円超	1,060,000	1,060,000	0	0.0%	890,000	890,000	0	0.0%	1,060,000	1,060,000	0	0.0%

【7割軽減】

【5割軽減】

【2割軽減】

(3)各シミュレーション結果のメリット・デメリット

▼共通事項

- ・どのシミュレーションでも、3つの算定方式のうち、均等割の引き上げ幅が最も大きくなる
- ・介護納付金分は、比較的県標準に近いため、上げ幅は抑えられている

シミュレーションA

《メリット》

- ・均等割の引上げ幅を抑えることで、低～中所得世帯の保険税の負担増は比較的抑えられている
- ・シミュレーションBと比較して、所得階層別の税額増加割合の幅がせまい
- ・基金繰入額を増やすことで、所得階層別の保険税増額割合の幅がより平均的になる

《デメリット》

- ・令和8年度以降の均等割額の引き上げ幅が大きくなる

シミュレーション B

《メリット》

- ・県標準保険税率により近い税率設定となる
- ・応能応益割合が、県が目標としている「所得係数(β)」:1(概ね52.5:47.5程度)に近くなる

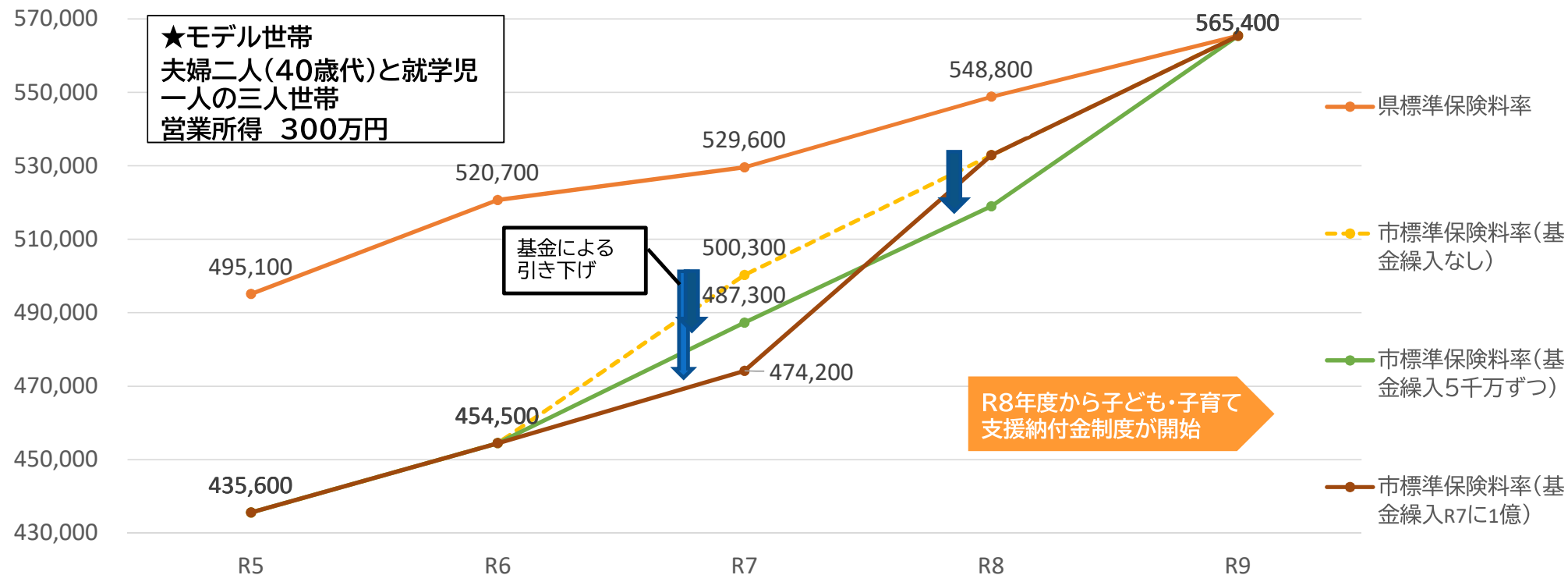
《デメリット》

- ・均等割の引き上げの影響により、特に低所得世帯の保険税負担が増加する
- ・低所得層の税負担が増えることで、収納率が低下する恐れがある。

ポイント！

- ・どのパターンでも、令和6年度と比べて、税額の上げ幅が大きくなる(※前回示したもののよりは抑えられた結果となっている)
- ・シミュレーションAは、低所得世帯の保険税の負担増は比較的抑えられている
- ・シミュレーションBは、県標準保険税率により近い税率設定となるが、均等割額の引上げの影響が大きいため、特に低所得世帯の保険税負担が増加する。

(4)モデル世帯における保険税額の推移イメージ図(基金繰入パターンによる比較)



- ・基金繰入5千万円とした場合は、令和9年度まで概ね平均的な引き上げ幅となる
- ・基金繰入1億円とした場合、令和7年度は引き上げ幅を抑えられるが、次年度に大幅に税額を引き上げる(約12%超)必要がある。

4. 今回協議いただきたい事項

◆基金繰入額をどうすれば良いか。

- 保険料率統一後も基金に一定程度留保する必要があるため、過去の返還金等の状況から、2千万円を除いた1億円の活用方法を検討いただきたい。
- 令和8年度に子ども・子育て支援納付金制度の開始(＝保険税の増額)も予定されていることから、一定は基金残高を持っておきたい。
- 仮算定結果が想定より低い水準※であったため、事務局としては、使える基金の半分(＝5千万円)の繰り入れとしたい。
※県による繰入なしで当初想定の3%程度であり、本算定で下がる見込み

◆税率の引き上げ方をどのようにするか。

- 各シミュレーションのメリット・デメリットを考慮のうえ、どのような引き上げ方が良いか、ご検討いただきたい。
- 県標準との乖離と低所得者への影響のバランスを考慮いただきたい。
(乖離の大きい応益負担を一定引き上げる必要がある。今後、令和9年度までに、いずれ引き上げないといけない。)